

報道関係各位

件 名 森林所有者意向調査の実施結果（速報）について

1 概要

森林所有者に森林の適切な管理を義務付けるとともに、手入れの行き届いていない森林の管理を、市町村を介して実施する新たな制度を創設するため、森林経営管理法が本年4月1日に施行されます。

これを受けて市では、本法及び第6次飯能市森林整備計画に基づき、将来にわたり森林の持つ多面的機能が十分に発揮されることを目指し、市内の森林を適切に管理していくための基礎資料として活用するため、森林所有者意向調査を実施しましたので、その結果（速報）についてご報告いたします。

2 内容

（1）調査の対象

平成30年1月現在、市内に森林を所有する森林所有者3,998名

（2）調査の期間

平成30年9月下旬から平成30年12月末日まで

（3）調査の方法

自治会、西川広域森林組合、広報はんのう及び市ホームページ等を通じて事前周知の上、対象者に調査票を郵送配付し、郵送での返信により実施。

（4）調査票の回収状況

回収数 2,440名 回収率 61.0%

（5）調査の結果

① 結果の概要

調査項目 1 所有している森林に関する認識について（7問）

所有している森林の地番や広さ、場所を知っている（「全て知っている」「おおむね知っている」）と答えた所有者は全体の7割を占める一方、森林の状態（樹木の種類や管理の状況等）や境界まで知っているとした所有者は5割程度にとどまるほか、「全く知らない」と答えた所有者が2割を占めた。

また、境界が分からず明確にしたいと答えた所有者が約6割を占め、このうち、立会いや地域の話し合いへの参加が可能と答えた所有者も約6割であった。

調査項目 2 森林に関する施策（飯能市森林整備計画）について（5問）

飯能市森林整備計画の内容まで知っていたと答えた所有者は全体のわずか2%にとどまり、計画の周知を早急に行う必要がある。

一方、同計画のポイントでもある条件等不利地における間伐の推進と針広混交林化及び尾根沿いの人工林伐採については、いずれも賛成（「賛成」「やや賛成」）と答えた所有者が7割程度を占め、反対（「反対」「やや反対」）の4%を大きく上回っていることから、市が進める施策の方向性についておおむね賛同していただいていることが明らかになった。

また、林業の生産性を高めるため、西川広域森林組合が進める森林施業の集約化については、賛同する（「積極的に関わっていききたい」「協力していききたい」）と答えた所有者は約6割を占め、取組への関心の高さを示した。

調査項目 3 森林に関する新たな施策（森林経営管理法）について（9問）

森林経営管理法の内容まで知っていた所有者は全体の2%にとどまり、前述の森林整備計画と併せて、制度の周知を早急に行う必要がある。

所有している森林の管理状況については、管理をしている（「全て管理を行っている」「おおむね管理を行っている」「一部管理を行っている」）と答えた所有者は約4割にとどまり、「全く管理を行っていない」と答えた所有者の数値（53%）を下回り、管理が行き届いていない実態が明らかになった。

また、森林の経営状況について、経営を行っているとした所有者はわずか4%にとどまり、9割を超える所有者が森林経営を行っていないと答えた。

森林経営管理法の施行を受け、森林の経営又は管理が実施できるかとの問いに対しては、将来的にも実施できると答えた所有者が1割程度にとどまる一方で、将来的に不安があると答えた所有者は全体の4分の3（75%）を占め、所有者の力だけでは今後の森林の適切な管理等を行うことは難しい実態が明らかになった。

(参考) 地番ごとの管理の意向

森林経営管理法では、自身で森林の管理等が実施できない場合でも何らかの方法で管理等を行う必要がある。そこで、所有者に地番ごとの管理の意向を伺ったところ、「自己管理」と答えた地番が全体の約2割を占め、次いで「森林組合に委託」、「市に委託」がこれに続いた。しかし、半数の地番が無回答となっており、現時点においては、所有者が管理の方針を示せない実態が明らかになった。

また、「市に寄附」と答えた地番も全体の4%程存在することが明らかになった。

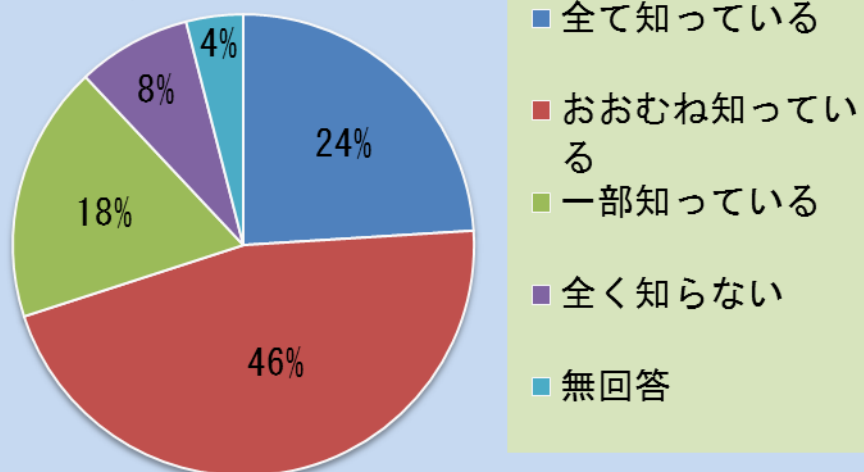
② 結果の詳細

別紙「調査結果（速報）」のとおり。

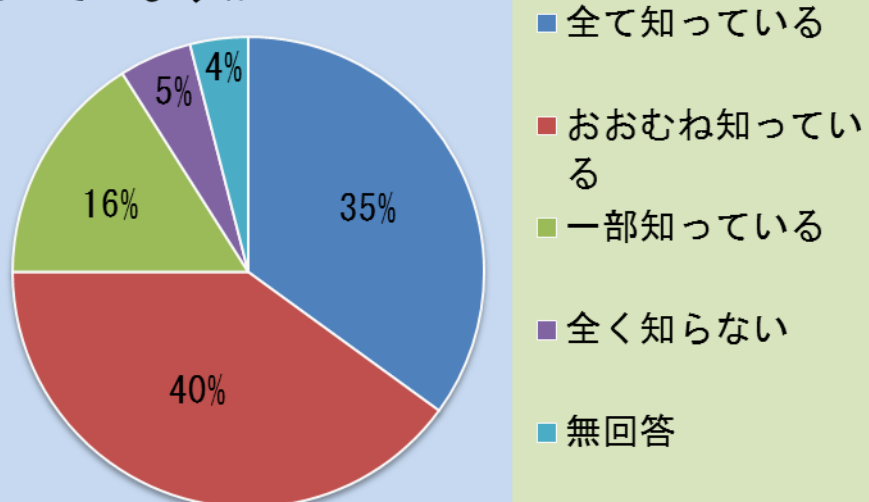
担当者 森林づくり推進課長 吉澤
連絡先 Tel042-973-2111
(内線600)

1 所有している森林に関する認識について

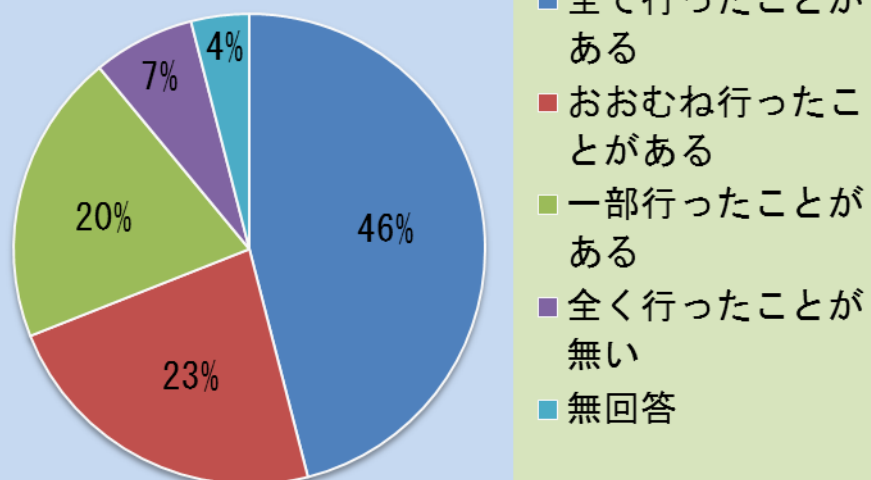
1-1: 所有している森林の地番や広さを知っていますか？



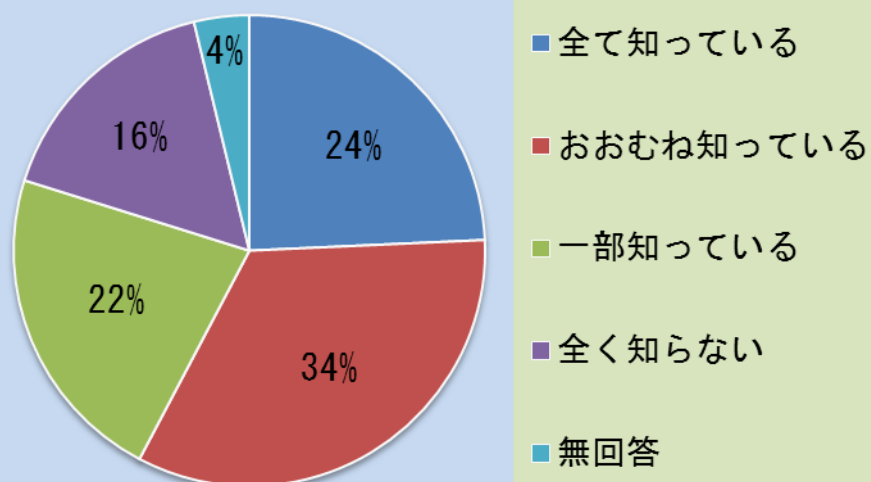
1-2: 所有している森林の場所を知っていますか？



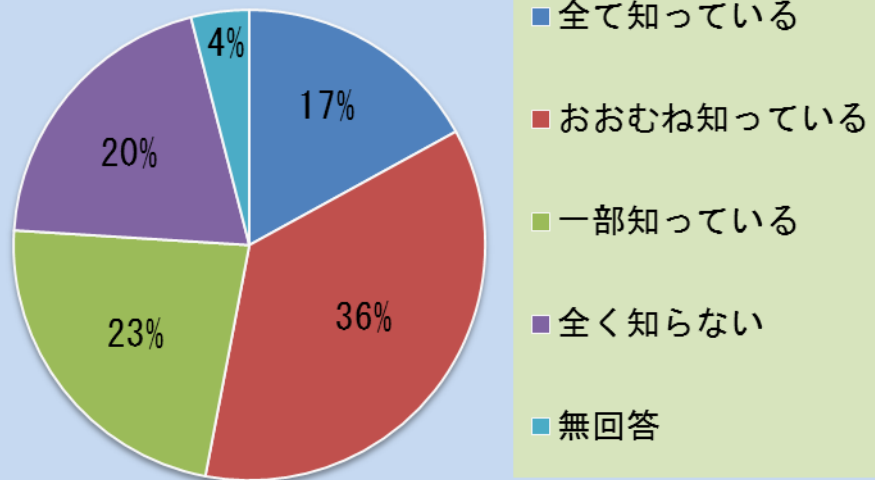
1-3: 所有している森林に行った
ことがありますか？



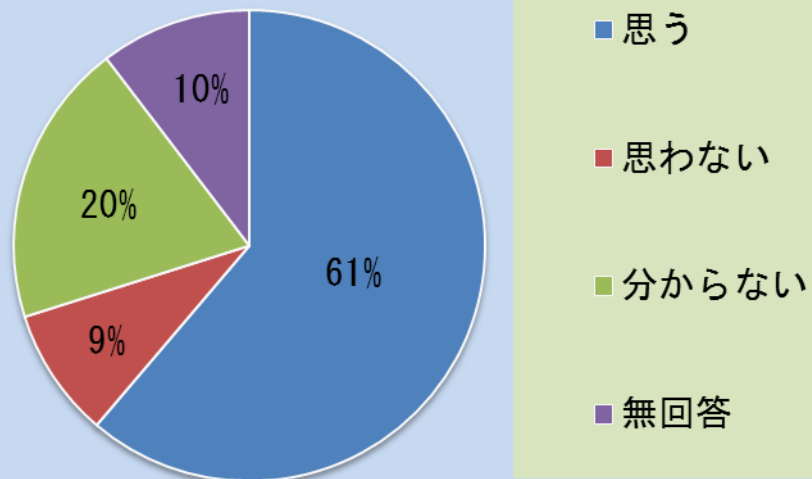
1-4: 所有している森林の状態（樹木の種類や
管理の状況等）を知っていますか？



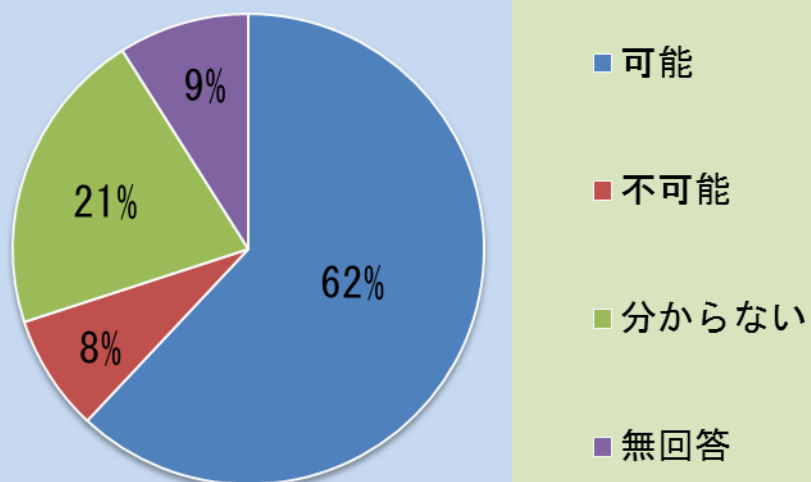
1-5: 所有している森林の境界を
知っていますか？



1-6: 分からない境界がある場合、境界を明確
にしたいと思いますか？

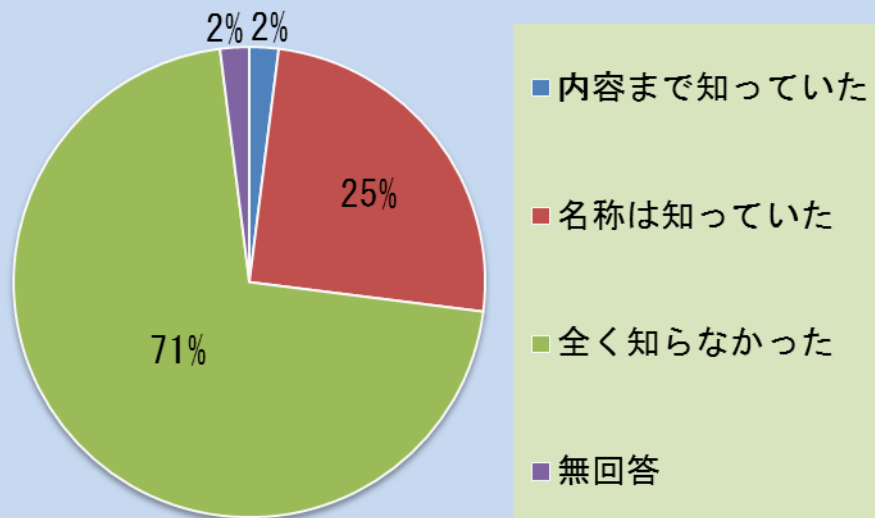


1-7:境界を明確にする場合、立会いや地域
の話合いへの参加は可能ですか？

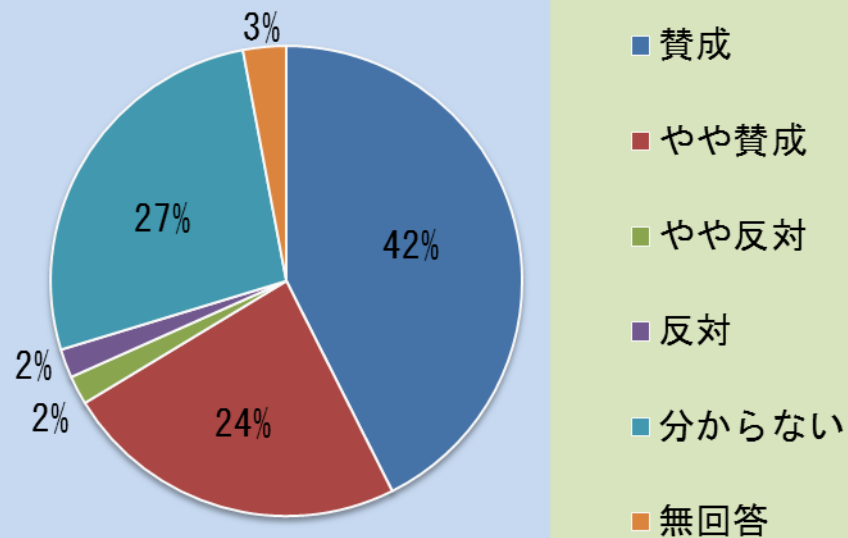


2 森林に関する施策（飯能市森林整備計画）について

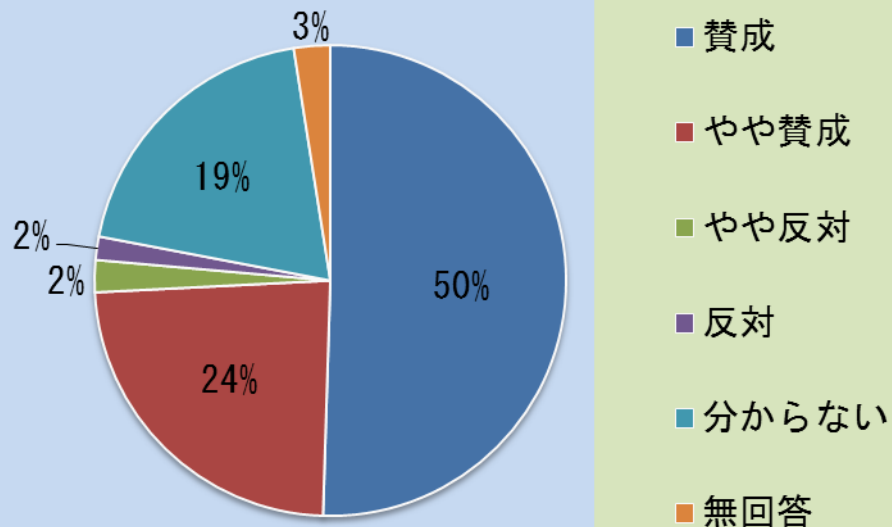
2-1: 飯能市の森林施策のマスタープランである
「第6次飯能市森林整備計画」を知っていましたか？



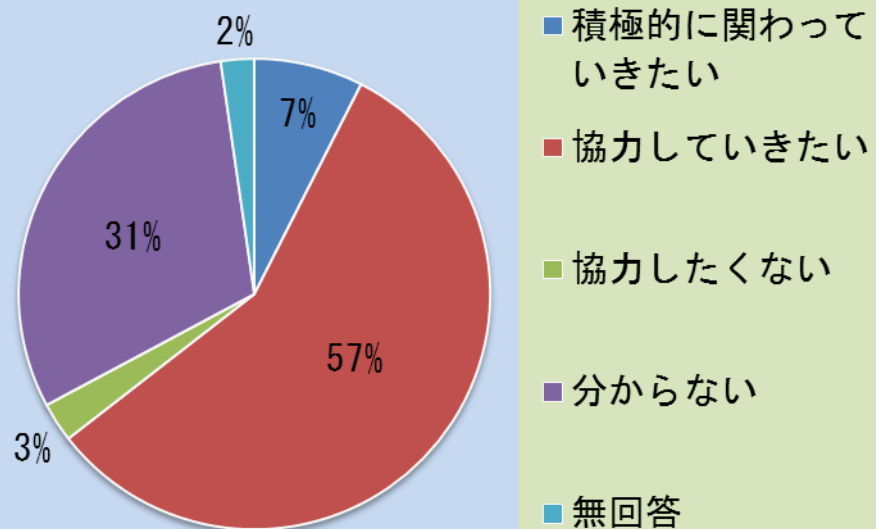
2-2: 森林の持つ公益的機能を発揮させるため、条件等不利地において間伐を進め、針広混交林としていくことについて、どのように考えますか？



2-3: 景観改善や日照改善又は防火帯としての機能を高めるため、尾根沿いの人工林を伐採することについて、どのように考えますか？

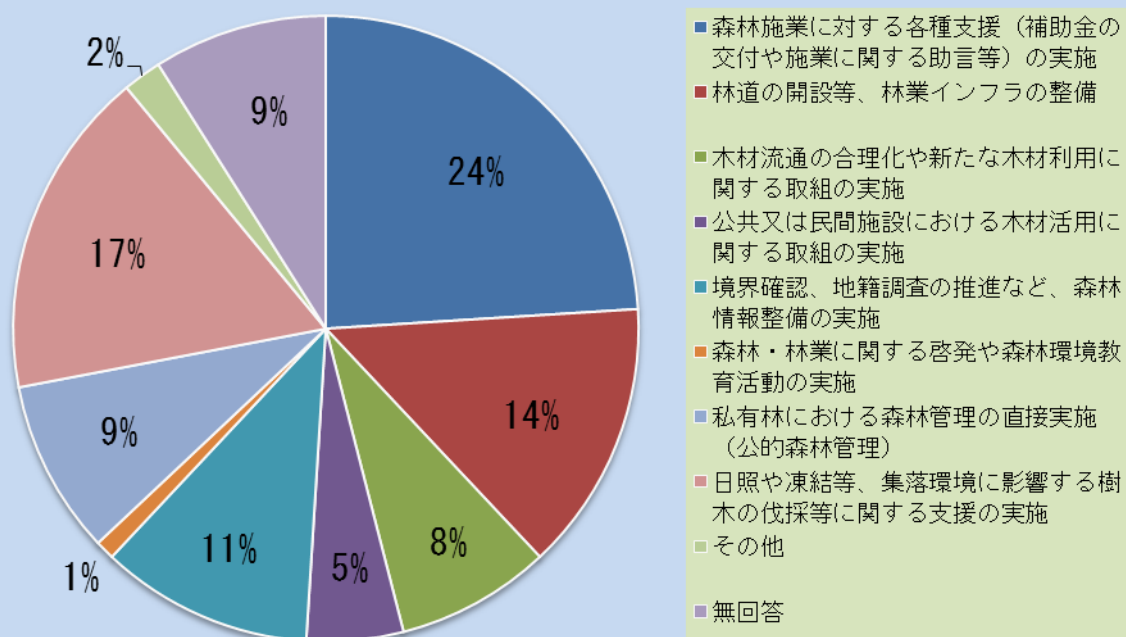


2-4: 複数の森林を集めて、効率的に作業道の開設や森林施業を行う「集約化」の取組について、どのように考えますか？



2-5: 森林・林業全般において、行政（特に市）に期待することはどのようなことですか。

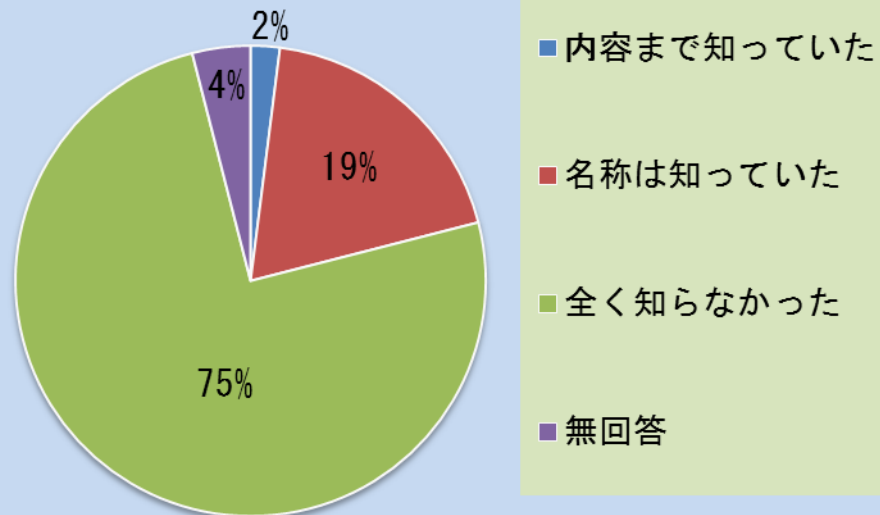
期待する順に1番目、2番目、3番目をお答えください。



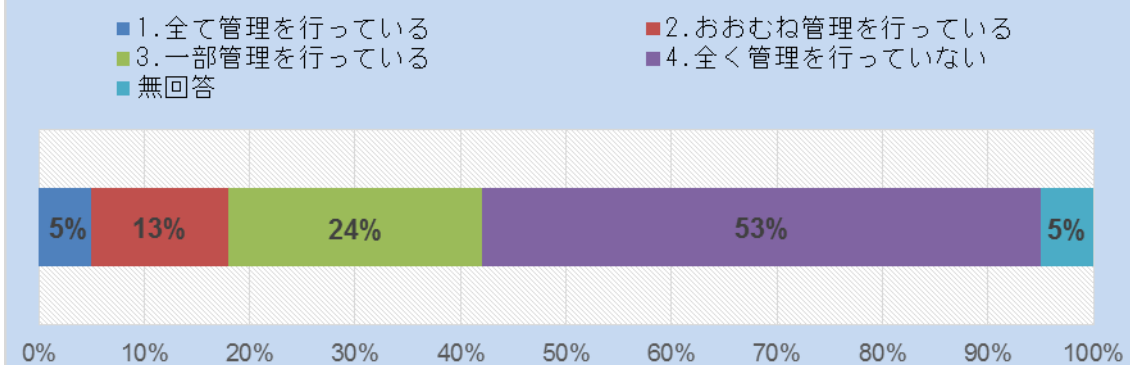
※上のグラフは、1番目に期待するものとして選択された取組の集計です。

3 森林に関する新たな施策（森林経営管理法）について

3-1: 森林の経営又は管理を義務化し、そのことが不可能な場合は市町村に経営及び管理を委ねる仕組みを定めた「森林経営管理法」を知っていましたか？

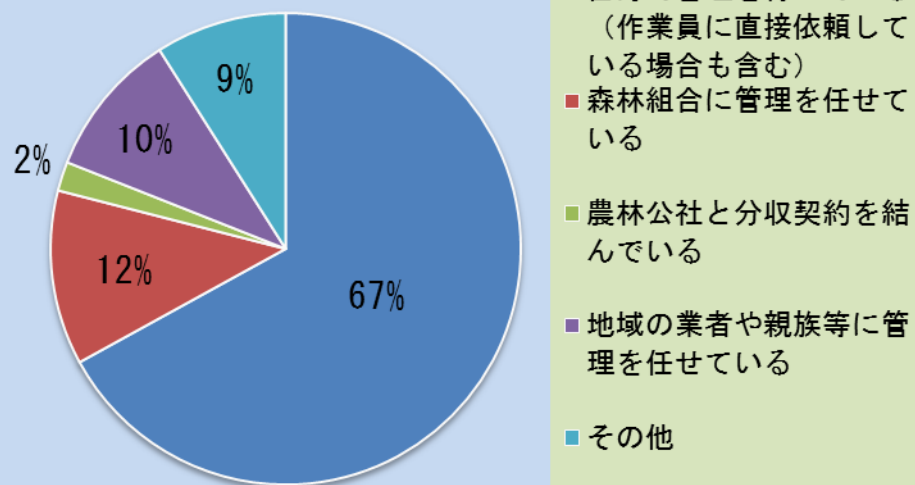


3-2: 所有している森林の管理状況について、該当する項目を選択ください



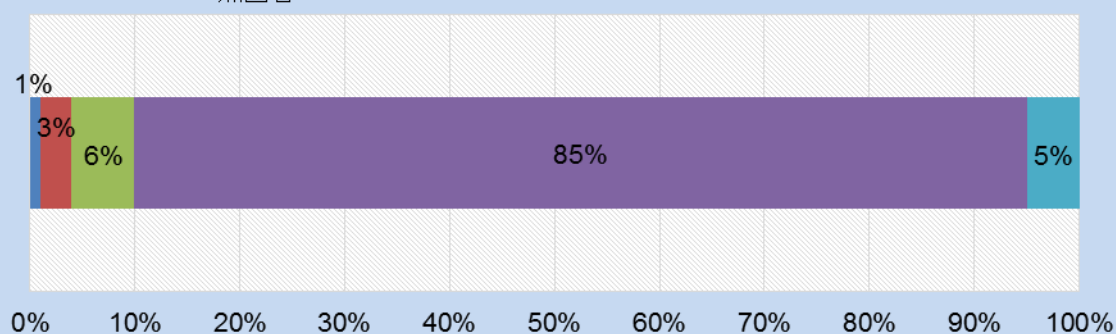
※森林の「管理」とは、特に針葉樹人工林（スギ、ヒノキなど）における適切な間伐、枝打ちの実施等を継続的に行うことをいいます。例として、50年生以上の人工林の場合、おおむね15年に1度程度の間伐を行うことが求められます。

3-3:3-2で 1、2、3 を選択した方にお聞きします
管理をしている場合、どのような方法で行っていますか？



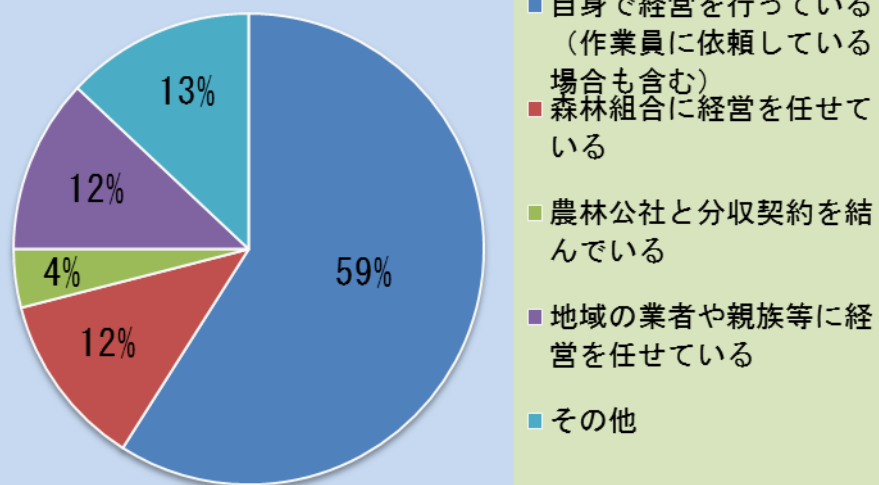
3-4: 所有している森林の経営状況について、
該当する項目を選択ください

- 1. 経営を行っており、毎年収益を得ている
- 2. 経営を行っているが、収益を得るのは数年に一度である
- 3. 経営を行っていないが、ごくまれに収益がある
- 4. 全く経営を行っていない
- 無回答

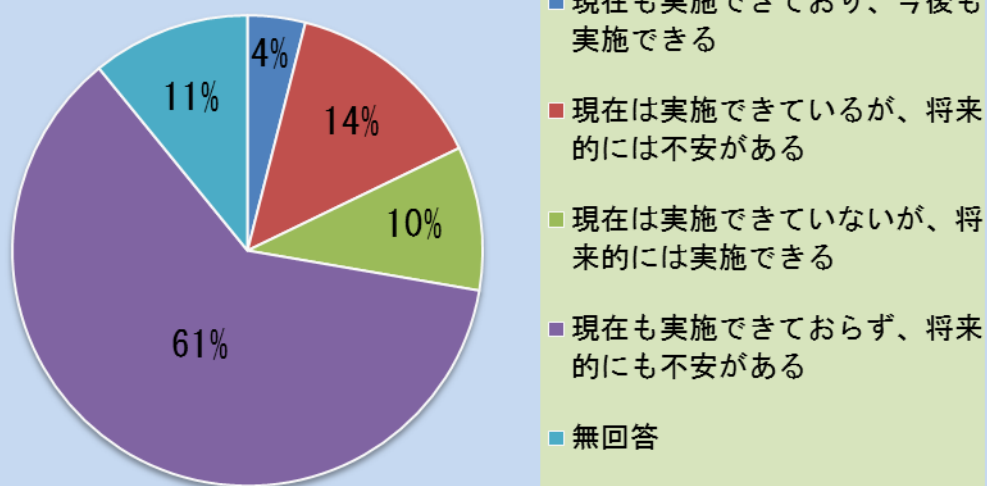


※森林の「経営」とは、所有している森林において、木材の生産と販売を行い、収益を得ることをいいます。

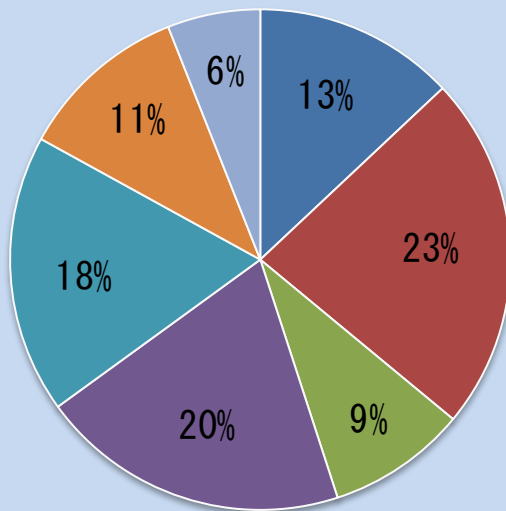
3-5:3-4で 1、2、3 を選択した方にお聞きします
経営を行っている場合、どのような方法で行っていますか？



3-6: この法律を受け、森林の経営又は管理が実施できると思いますか？

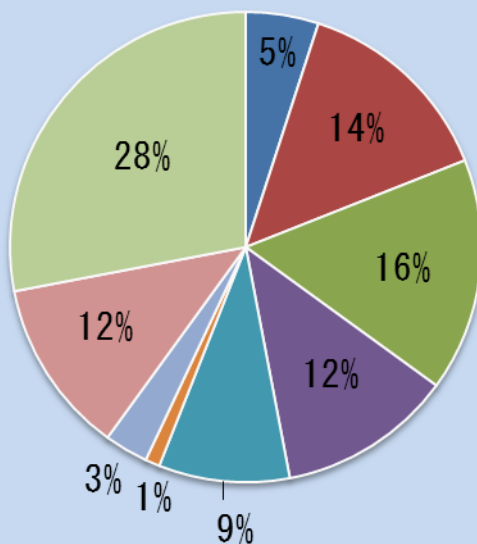


3-7: 森林の経営又は管理ができない場合、どのような理由によると思いますか？



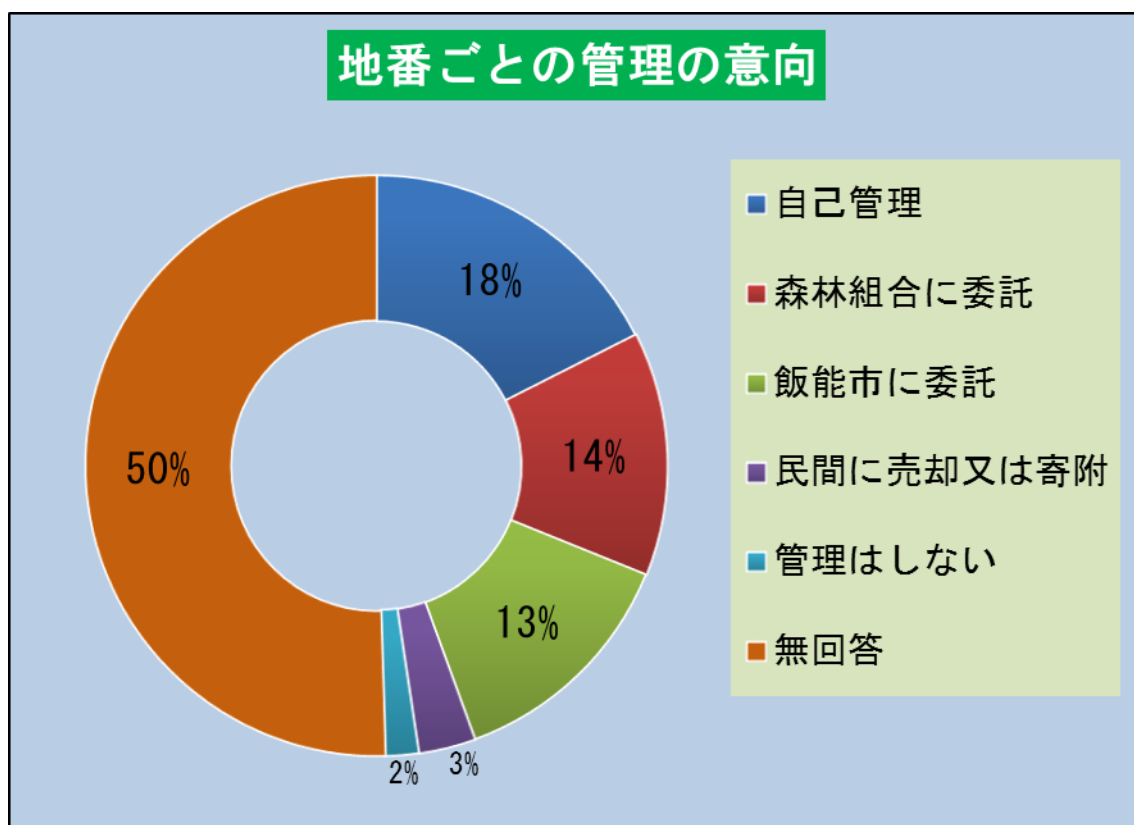
- 経営又は管理の方法が分からないため
- 経営又は管理を実施するための労力又は時間がないため
- 境界が分からないため
- 森林が小規模であるため
- 木材販売価格が安い
- 住んでいる場所が森林から遠いため
- その他

3-8: 何らかの形で森林の経営又は管理を任せる場合、何年程度であれば委ねたいと思いますか？



- 5年程度
- 10年程度
- 15年程度
- 20年程度
- 30年程度
- 40年程度
- 50年程度
- 60年程度又はそれ以上
- 無回答

3-9:地番ごとの管理の意向



※「飯能市に寄附」と答えた地番は、全体の約4%です。

森林管理に関する意向調査

【 調 査 票 】

■調査概要

- 1 本調査は、森林所有者の森林管理の意向を確認し、飯能市における今後の森林・林業施策の基礎資料とさせていただくために実施するものです。
- 2 調査は表紙を含め6ページ＋別紙「地番ごとの管理意向」で構成されています。
- 3 設問に対する回答のうち、10月1日時点でもっとも当てはまる番号に○をお付けください。

■調査項目

- 1 所有している森林に関する認識について（7問）
- 2 森林に関する施策（第6次飯能市森林整備計画）について（5問）
- 3 森林に関する新たな施策（森林経営管理法）について（9問）
（お願い）情報の提供及び森林に関するご意見について（5問）

■調査に関する注記

- 1 本調査票は、平成30年1月現在、本市に森林を所有する方に送付しています。
- 2 本調査で用いたデータは、平成30年1月現在のデータを基にしていることから、調査票送付時点の情報と異なっていることがあります。あらかじめご了承ください。
- 3 本調査で得られた情報は、以下の目的以外で使用することはありません。
 - （1）飯能市における森林・林業施策を検討するに当たっての基礎資料
 - （2）飯能市及び西川広域森林組合が森林整備の実施を検討するに当たっての基礎資料
 - （3）飯能市が森林法及び森林経営管理法を円滑に運用するに当たっての基礎資料

■回答について

平成30年10月26日（金）までにご投函又はお近くの地区行政センター、飯能市役所森林づくり推進課までご持参ください。

1 所有している森林に関する認識について

1－1 所有している森林の地番や広さを知っていますか

- 【1. 全て知っている 2. おおむね知っている 3. 一部知っている
4. 全く知らない】

1－2 所有している森林の場所を知っていますか

- 【1. 全て知っている 2. おおむね知っている 3. 一部知っている
4. 全く知らない】

1－3 所有している森林に行ったことがありますか

- 【1. 全て行ったことがある 2. おおむね行ったことがある
3. 一部行ったことがある 4. 全く行ったことが無い】

1－4 所有している森林の状態（樹木の種類や管理の状況等）を知っていますか

- 【1. 全て知っている 2. おおむね知っている 3. 一部知っている
4. 全く知らない】

1－5 所有している森林の境界を知っていますか

- 【1. 全て知っている 2. おおむね知っている 3. 一部知っている
4. 全く知らない】

1－6 分からない境界がある場合、境界を明確にしたいと思いませんか

- 【1. 思う 2. 思わない 3. 分からない】

1－7 境界を明確にする場合、立会いや地域の話合いへの参加は可能ですか

※明確化に当たり、所有者の費用負担はないものと仮定します。

- 【1. 可能 2. 不可能 3. 分からない】



2 森林に関する施策（飯能市森林整備計画）について

※別紙1 「第6次飯能市森林整備計画【概要版】」を参考にご回答ください。

2-1 飯能市の森林施策のマスタープランである「第6次飯能市森林整備計画」を知っていましたか

【1. 内容まで知っていた 2. 名称は知っていた 3. 全く知らなかった】

2-2 森林の持つ公益的機能を発揮させるため、条件等不利地において間伐を進め、針広混交林※としていくことについて、どのように考えますか

※針葉樹と広葉樹が混ざった森林のこと

【1. 賛成 2. やや賛成 3. やや反対 4. 反対 5. 分からない】

2-3 景観改善や日照改善又は防火帯としての機能を高めるため、尾根沿いの人工林を伐採することについて、どのように考えますか

【1. 賛成 2. やや賛成 3. やや反対 4. 反対 5. 分からない】

2-4 複数の森林を集めて、効率的に作業道の開設や森林施業を行う「集約化」の取組について、どのように考えますか

1. 積極的に関わっていきたい
2. 協力していきたい
3. 協力したくない
4. 分からない

2-5 森林・林業全般において、行政（特に市）に期待することはどのようなことですか。以下の選択肢から3つ選び、期待する順にお答えください

1. 森林施業に対する各種支援（補助金の交付や施業に関する助言等）の実施
2. 林道の開設等、林業インフラの整備
3. 木材流通の合理化や新たな木材利用に関する取組の実施
4. 公共又は民間施設における木材活用に関する取組の実施
5. 境界確認、地籍調査の推進など、森林情報整備の実施
6. 森林・林業に関する啓発や森林環境教育活動の実施
7. 私有林における森林管理の直接実施（公的森林管理）
8. 日照や凍結等、集落環境に影響する樹木の伐採等に関する支援の実施
9. その他（ ）

【1番 、 2番 、 3番 】

※針広混交林のイメージ



3 森林に関する新たな施策（森林経営管理法）について

※別紙2 「森林経営管理法とは？」を参考にご回答ください。

3-1 森林の経営又は管理を義務化し、そのことが不可能な場合は市町村に経営及び管理を委ねる仕組みを定めた「森林経営管理法」を知っていましたか

【1. 内容まで知っていた 2. 名称は知っていた 3. 全く知らなかった】

3-2 所有している森林の管理状況について、該当する項目を選択ください

※森林の「管理」とは、特に針葉樹人工林（スギ、ヒノキなど）における適切な間伐、枝打ちの実施等を継続的に行うことをいいます。例として、50年生以上の人工林の場合、概ね15年に1度程度の間伐を行うことが求められます。

1. 全て管理を行っている
2. おおむね管理を行っている
3. 一部管理を行っている
4. 全く管理を行っていない

3-3 3-2で1、2、3を選択した方にお聞きします

管理している場合、どのような方法で行っていますか（複数回答可）

1. 自身で管理を行っている（作業員に直接依頼している場合も含む）
2. 森林組合に管理を任せている
3. 農林公社と分収契約を結んでいる
4. 地域の業者や親族等に管理を任せている
5. その他（ ）

3-4 所有している森林の経営状況について、該当する項目を選択ください

※森林の「経営」とは、所有している森林において、木材の生産と販売を行い、収益を得ることをいいます。

1. 経営を行っており、毎年収益を得ている
2. 経営を行っているが、収益を得るのは数年に一度である
3. 経営を行っていないが、ごくまれに収益がある
4. 全く経営を行っていない

3-5 3-4で1、2、3を選択した方にお聞きします

経営を行っている場合、どのような方法で行っていますか（複数回答可）

1. 自身で経営を行っている（作業員に依頼している場合も含む）
2. 森林組合に経営を任せている
3. 農林公社と分収契約を結んでいる

4. 地域の業者や親族等に経営を任せている
5. その他（ ）

3-6 この法律を受け、森林の経営又は管理が実施できると思いますか

1. 現在も実施できており、今後も実施できる
2. 現在は実施できているが、将来的には不安がある
3. 現在は実施できていないが、将来的には実施できる
4. 現在も実施できておらず、将来的にも不安がある

3-7 森林の経営又は管理ができない場合、どのような理由によると思いますか（複数回答可）

1. 経営又は管理の方法が分からないため
2. 経営又は管理を実施するための労力又は時間がないため
3. 境界が分からないため
4. 森林が小規模であるため
5. 木材販売価格が安い
6. 住んでいる場所が森林から遠いため
7. その他

--

3-8 何らかの形で森林の経営又は管理を任せる場合、何年程度であれば委ねたいと思いますか

※森林経営管理法の枠組みでは、最低の期間を１５年とし、それより長期の設定を想定しています。

※経営又は管理を任せる仕組みについては、別紙2及び別紙3をご参考ください。

1. 5年程度 2. 10年程度 3. 15年程度
4. 20年程度 5. 30年程度 6. 40年程度
7. 50年程度 8. 60年程度又はそれ以上

3-9 森林経営管理法の施行により、自身で森林の経営又は管理が実施できない場合
でも、なんらかの方法で管理等を行う必要が生じます

別紙「地番ごとの管理の意向」に、差し支えない範囲で管理の意向をご回答ください

※本項目は、森林の管理に関する全体的な意向を確認し、今後の施策の参考とさせていただきますものであり、回答により、権利の移動や、そのことに関する手続等を発生させるものではありません。

(お願い) 情報の提供及び森林に関するご意見について

(差し支えない範囲でご記入ください)

1 回答者の情報をお教えてください(法人の場合は不要です)

性 別 1. 男性 2. 女性

年 齢 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代
6. 60代 7. 70代 8. 80代以上

職 業 1. 会社員 2. 公務員 3. 団体役員 4. 自営業 5. 農業
6. 林業(製材業含む) 7. その他()

☐ 西川広域森林組合の組合員である(該当する場合、☐にチェックしてください)

2 回答者の連絡先をお教えてください(法人の場合、担当部署の連絡先をお教えてください)

連絡先 _____

携 帯 _____

E-Mail _____

☐ 今後、森林やその整備等に関する情報の提供等を希望する(希望する場合、☐にチェックしてください)

3 回答者が、送付させていただいた森林所有者と異なる場合、回答者の氏名及び住所をお教えてください(法人の場合、担当部署をお教えてください)

氏 名 _____

住 所 _____

(森林所有者とのご関係 _____)

4 分収林又は共有林において、今回送付させていただいた森林所有者と代表者が異なる場合、代表者の連絡先等をお教えてください(平成30年10月1日現在)

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先 _____

5 森林の管理又は森林・林業全般につきまして、ご意見等がございましたらご記入ください

以上で調査は終了となります。ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

3-9 地番ごとの管理の意向

共有林の場合、○を付けています

分収契約(農林公社含む)を行っている場合、○をしてください

飯能市が寄附の受入を開始すると
仮定した場合、寄附を行う意向がある
箇所に○をしてください(管理の意向
との重複可)

土地の属性					管理の意向(いずれかに○をしてください)					飯能市 に寄附	備 考
整理 番号	地 番	面積 (㎡)	共有	分収	自己管理	森林組合 に委託	飯能市 に委託	民間に売却 又は寄附	管理は しない		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											



1. 森林整備計画とは

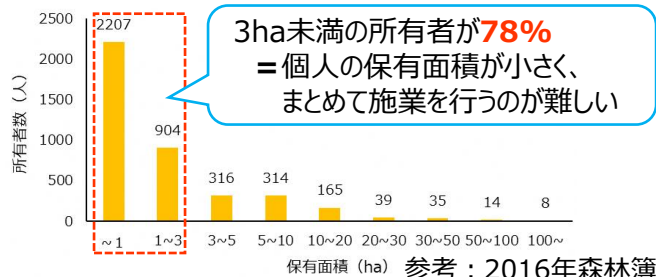
森林整備計画とは、森林法第10条の5の規定に基づき、本市における森林・林業の現状・課題を踏まえ、対策の方向性や、その実現に向けた基本施策を記した計画で、実施期間はH30年4月1日～H40年3月31日の10年間です。

2. 飯能市の森林について

- ✓人工林（植栽された森林）の占める割合が高く、木材としての利用適期である成熟期を迎えています。
- ✓森林の**87%**は個人又は団体が所有する私有林です。

	面積 (ha)	森林の割合 (%)	人工林の割合 (%)
土地面積	19,305	75	82
森林面積	14,569		
人工林面積	11,921		

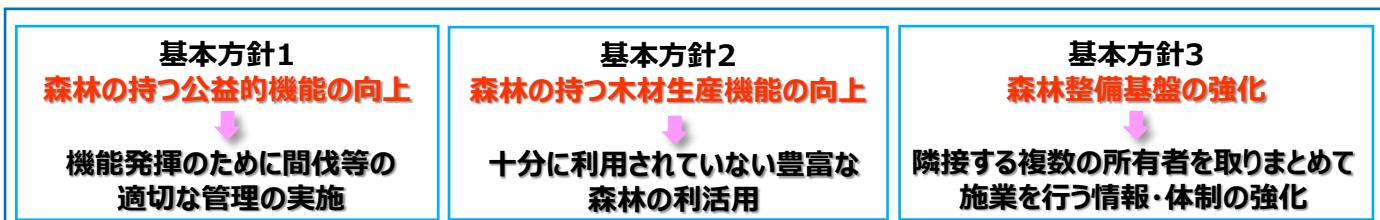
(うち、スギ67%、ヒノキ30%、その他3%)



3. 森林づくりの基本方針と重点的取組

・本計画では、木材生産機能の向上を図るとともに、次世代の森林の在り方として、森林の持つ公益的機能（水源涵養・山地災害防止・快適環境形成・保健文化機能）を重視した森林づくりを進められるよう、次の**3つの基本方針に基づき森林を整備していきます。**

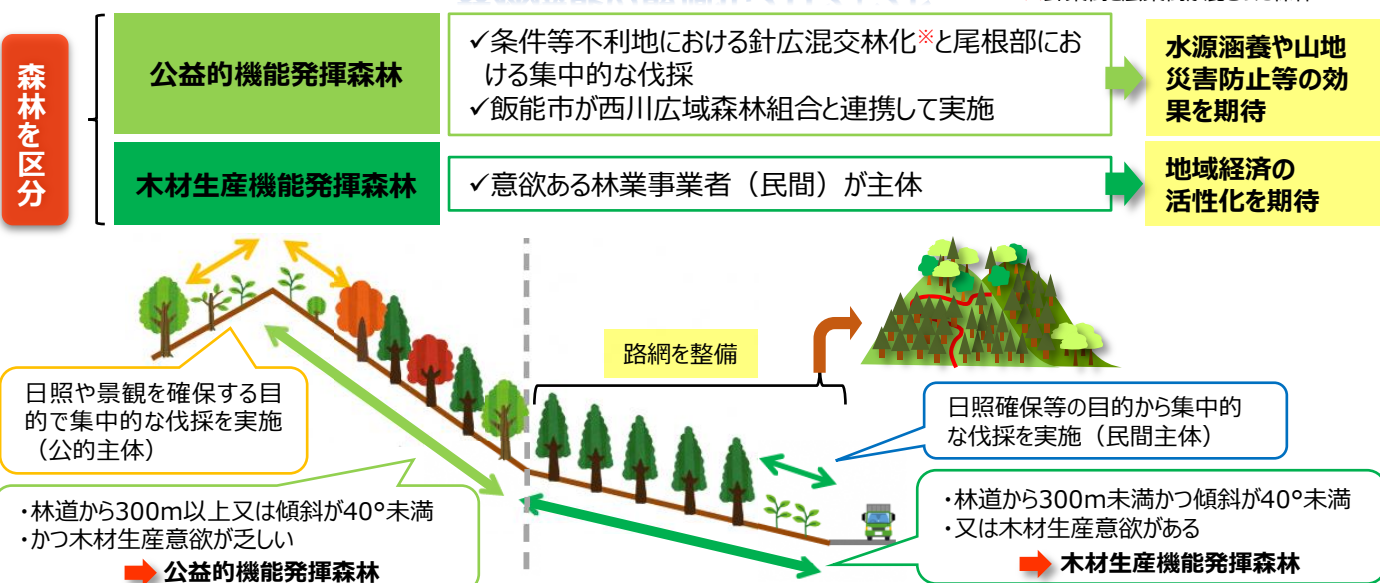
・そして、特に戦略的な取組を「**森林機能の最適化プロジェクト**」として実施します。



特に戦略的な取組

森林機能の最適化プロジェクト

※針葉樹と広葉樹が混ざった森林



※本図は森林区分の概念図であり、市内森林の管理方法に制限等を加えるものではありません。

★具体的なスケジュールや施業方法については裏面を参照してください★

◆具体的な施業方法

表面にも記載のとおり、飯能市の森林の約82%を人工林が占めており、伐採の適期を迎えています。

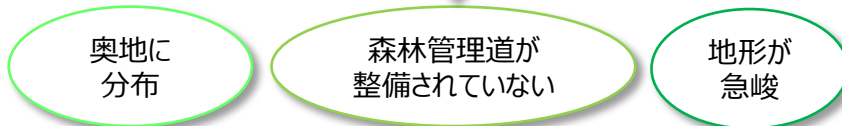


しかし

木材価格の下落等により、適切に管理されていない森林が存在する



特に、以下の森林では管理が難しい

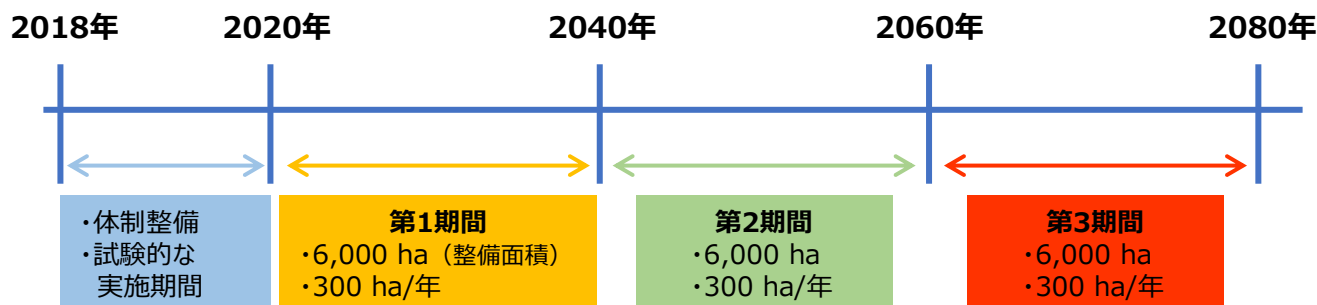


- ・適切に管理が行われなければ、水源涵養や山地災害防止等の公益的機能が低下するおそれがある
- ・集落周辺の森林では、道路や家屋への日照阻害が生じている

➡ **森林機能の最適化プロジェクト**

◆全体スケジュール

森林機能の最適化を図るためには長期間を要することから、60年後の目標とする森林を設定し、**公益的機能発揮森林**では、以下のスケジュールで整備を進めます。



これにより、取組終了時には、育成複層林を中心とする**公益的機能発揮森林が約40%**を占めます。

森林面積 14,569 ha

育成単層林 (針葉樹林)
11,921 ha (82 %)

天然生林
(広葉樹林等)
2,648 ha
(18 %)

60年後

森林面積 14,569 ha

木材生産機能発揮森林

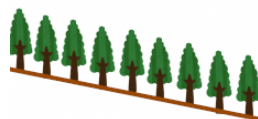
公益的機能発揮森林

育成単層林
(針葉樹林)
5,621 ha
(39 %)

育成複層林
(針広混交林等)
6,000 ha (41 %)

天然生林
(広葉樹林等)
2,948 ha
(20 %)

①育成単層林



- ・植栽後管理されていない針葉樹林
- ・下層が暗い
- ・公益的機能が低い

②育成複層林



- ・間伐を行うことで下層が明るくなる
- ・下層植生及び根系が発達する

③育成複層林



- ・下層植生及び根系が発達し、少しずつ公益的機能が高い森林になる

④針広混交林



- ・広葉樹が成長し、元々の針葉樹と混ざり合った森林になる
- ・公益的機能が増進される

図) 針広混交林化への誘導イメージ



森林経営管理法とは？

～林業の活性化、森林の適切な管理を行う～

平成31年4月1日から施行される**森林経営管理法**は、森林所有者が森林の経営又は管理を行う責務を定めるとともに、経営又は管理が行き届かない森林を市町村に預ける仕組みを定めることにより、森林資源の適切な管理並びに林業の活性化を行うための法律です。

➤ 森林を自己管理する場合

所有者自ら継続して管理

※森林組合等、民間業者への委託を含む

➤ 森林の自己管理が難しい場合

経営管理を再委託



森林所有者

飯能市

■ 経営管理権集積計画
(※1)の作成

■ 経営管理権(※2)の取得

**林業経営に
適した森林**

**林業経営に
適さない森林**

**地域の林業
経営者**

市で管理

森林環境譲与税(※3)
を財源とする経営管理

※1:経営管理権集積計画

市町村が、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合作成する計画です。

※2:経営管理権

森林所有者様の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林ならびに保育等を行うための権利です。

※3:森林環境譲与税

平成36年度より、**森林環境税(配分時の名称:森林環境譲与税)**という名称で年額1千円を国民一人一人が負担し、地域の森林を支える仕組みです。(森林環境譲与税は、森林経営管理法の施行とあわせ、平成31年度より先行して市町村へ配分され、市町村による継続的かつ安定的な森林整備を支援し、温室効果ガス排出の削減や災害防止を図ることを目的としています。)

主な目的

✓ 手入れ不足の人工林の整備

✓ 林業を通じた地域経済の活性化

✓ 木材の安定供給・次世代木の育成



森林を預ける仕組みの説明

(1) 委 託 先：西川広域森林組合

根拠制度：森林法に基づく 森林経営計画 の作成

- ① 森林所有者と森林組合が、森林経営管理に関する短期の契約を結びます。
 - ・現在は、10年の契約を結んでいます。
 - ② 森林組合が、森林経営計画（又はそれに準ずる計画）を策定します。
 - ③ 森林組合が、森林経営計画（又はそれに準ずる計画）に基づき、
 - ③－1 飯能市から公的森林整備の委託を受けることにより、森林整備（主に間伐）を実施します。
 - ③－2 埼玉県から公的森林整備の補助を受けることにより、森林整備（主に間伐）を実施します。
 - ・原則として、森林所有者の負担を求めることはありません。
 - ・伐採した木材の売却を行った場合、売却に要した費用を差し引いた上で、なお残額が発生した場合、利益の一部を所有者に還元します（短期的な利益で精算）。
- ・ 比較的短期の森林管理を森林組合に任せる仕組みです。

(2) 委 託 先：飯能市（又は再委託先の林業事業体）

根拠制度：森林経営管理法に基づく 経営管理権 の設定

- ① 森林所有者が、経営又は管理が実施できない森林について、飯能市へ管理を委託する旨の申出をします。
 - ② 飯能市が、森林の状況、周囲の森林の申出状況を勘案し、一定程度まとまった設定ができる見込みがあることを調査の上、委託の申出を受け、経営管理権集積計画を作成し、経営管理権を取得します。
 - ・法律では、15年を最低限度とし、より長期の契約を想定しています。
 - ③ 飯能市が、経営管理権集積計画に基づき、
 - ③－1 当該森林の管理を希望する林業事業体を募集し、応募があった場合、当該事業体へ管理を再委託します。
 - ③－2 応募が無かった場合、飯能市が直接的に管理を行います。
 - ・森林所有者の負担を求めることはありません。
 - ・林業事業体又は飯能市が伐採した木材の売却を行った場合、売却に要した費用及び長期的な管理費用に充てた上で、なお残額が発生した場合、利益を所有者に還元します（長期的な費用で精算）。
- ・ 長期的な森林経営を飯能市に預ける仕組みです。